

男女平等推進
from
むさしの

まなこ

ケッコンの形 いろいろ



家庭は、対等な個人と一緒に作っていくもの — 選択的夫婦別姓 ・ P.3

私たちはこの街で暮らしている — 同性カップルと家族の話 ・ . . . P.4

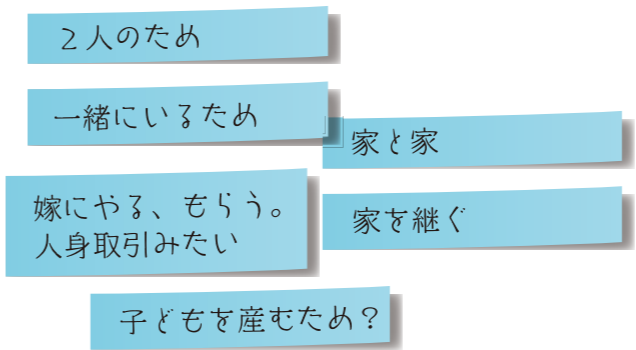
パートナーシップ制度が始まります(令和4年4月1日) . . . P.6



特集 ケッコウの形 いろいろ

時代の変化とともに、考え方、生き方、働き方などが多様化し、ケッコウの形も多種多様になってきました。ケッコウとは？まなこ編集委員で話しました。

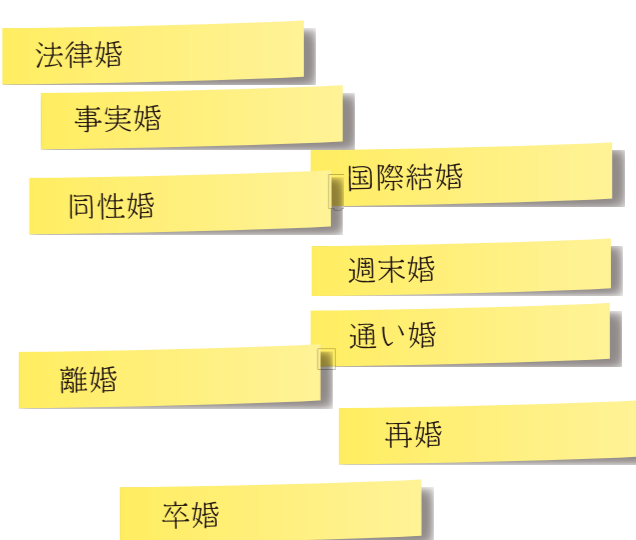
大切な人と一緒にいたい、夫婦になりたいがシンプルな理由ですね。でも家と家に関わるものという認識もあります。親戚、周囲の期待やプレッシャーを感じることもあります。自分たちらしさを大切にしています。



2人らしく幸せしているために、従来の結婚とはちがうケッコウの形を選ぶカップルも多くなっているみたいです。

名前はアイデンティティだから姓を変えたくない事実婚を選ぶカップルもいるそうです。

同性婚が認められる海外へ渡るカップルもいますよね。



別々に暮らす夫婦、子どもを持たない選択をする夫婦。いろいろな形があってもいいと思います。

社会保障は同じ？
法定相続人になれる？

配偶者控除などの制度の対象？
入院や手術の時、同意書にサインできないって本当？
入居審査が通りにくい？

従来とは異なるケッコウの形をとったカップルの話を聞いてみたいです。

事実婚や同性婚などの法律婚ではないケッコウの場合、生活上不都合はないのかな？

どうやって家族関係を証明しているの？

家庭は、対等な個人が一緒に作っていくもの — 選択的夫婦別姓

日本では、結婚のときに夫婦どちらかの姓にあわせることが法律で定められている。一方で、結婚後もそのままの姓を使いたいと願う人もいて、「選択的夫婦別姓」を求める動きは広く知られるようになってきた。

そのような市民活動の先駆的存在である「夫婦別姓選択制をすすめる会」は「夫婦の姓に関するアンケート」を実施。その結果は1985年に全国紙に掲載された大きな反響を呼んだ。現在の小境範子さんも、当時その記事を見て会に参加した一人。「私は改姓に違和感を覚えていたけれど、周りにそんな人はおらず、別姓なんて言葉も知られていなかった。でも、記事によって、私

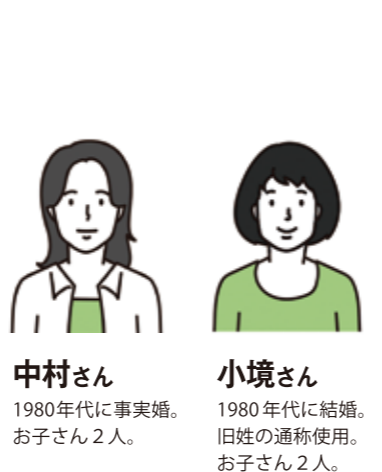
だけが変わるのではないと勇気をもらえた」。会員には、誰にも改姓を強制しなくすむ制度に早く変えたいと願う男性もいる。

設立から約40年。現在はさまざまな団体や議連の動きがあるが、制度は未だに実現していない。そのような中で、姓を変えたくない人がとっている方法がいくつかある。①旧姓の通称使用、②事実婚、③パートナーに変えてもらう。しかし、③は夫婦ともに姓を維持したい場合は難しく、実態は96%が夫の姓を選んでいる。②はいわゆる法律婚にはあたらないので不利益が生じることも指摘される。①は使えない場合もあるなど課題が残る。小境さんと会員の中村由美子さんに、それぞれの選択について伺った。

事も持っていないのにどうしてこだわるの？」と聞かれることもあるけど、仕事とは関係ない。それぞれの事情があつて自分の名前を使いたい」という話になりました。圧倒的に女性だけが改姓している違和感をなかなか分かってくれませんが、「結婚時に何も知らず、周りもそうだったからそういうものだろう」と思っていたとか、70、80代以上の人から「本当は嫌だった」という声も多く聞きます。

中村 私は事実婚です。「私の名前であれば結婚するけど、だめならしない」と言っていて、夫は「おれは次男だからいいよ」と言ってくれました。ところが、ご両親に挨拶にいったら、許さないとやられてしまつて…。結局黙って事実婚にしました。

小境 ある会員が「結婚と同時に、義理の親から『うちはこうだからこうしてちょうだい』と言われ、将来の介護の話も出た。介護のために結婚したわけではない。それぞれの文化が違うのだから本来はお願いがあったり、折衷案が出てくるはずなのに。彼のうちのやり方、押しつけが嫌だった。そうなるのは同じ姓になったからではないかと思つた」と話していたことを思い出します。



中村さん 1980年代に事実婚。お子さん2人。
小境さん 1980年代に結婚。旧姓の通称使用。お子さん2人。

ジはありました。私は私。別の人格でいたいです。

● パートナーはどうおっしゃっていますか

中村 子どもが生まれることになって、知り合いに、子どもが不利益を被るかもしれない、それをあなたが決めていいのかと問われて考え、離婚届を持ったまま婚姻届を出しました。夫に自分の子という自覚を持ってもらうために、子どもは夫の姓にしました。産んだら元に戻す約束になつていたので、いざその時になつたら「そんなことはやらない」と言われて大喧嘩をしました。結局ペーパー離婚をしたのですが、1年くらい経つて夫が、「名前が違つても何も変わらないんだな。安心した」と言つたことがあります。同姓は俺のものになつたと思つていたので(笑)、それだけに不安だったんでしょね。

小境 今の話で思い出しましたが「中学校で聞いたら、女子は別姓でも構わな

● 同姓ではなくどういったかたちをとっているのですか

小境 相手の名前で婚姻届を出し、通称使用してきました。保険証、運転免許証と、だんだん旧姓を使える機会が無くなり追い詰められた気持ちのとき、「すすめる会」を知り、参加しました。当時、私は専業主婦で3歳の子どもがいましたが、別姓は「一部の『名刺を持つ人』だけの運動」と言われていました。一般的な普通の女性はそんなこと思つちやいけなみないな。でもキャリアだけが理由なのでもありません。この前も、会員と「仕事を辞めてから」仕

ということは俺のものになったということだから変えてほしい、という子が圧倒的多数」と聞いたこともありですね。うちの場合は、私が大幅に妥協し婚姻届を出した後も、夫に議論をふっかけては喧嘩を繰り返しました。夫はなかなか分からなかったみたいですね。改姓するのに、私だけが手続きに時間も労力もお金（戸籍謄本代など）もかかり、強制されるのはおかしいですね。9年後に認めてくれ、表札も別になりました。

●子どもの関係はどうですか

中村 なんて名前が違つのか聞かれても「お母さんは元の名前がいいみたい」と答えていました。「ふーん」という感じですね。私はPTA役員をやったときに別姓を選択したことを周りに積極的に伝えましたが、進んでるねと、ただそれだけのことと受け止めてもらえま

した。子どもへのバッシングもないです。子どもたち自身の結婚時は自由にしてねと言っており、娘の一人は、「珍しい名前だから」と相手の姓を名乗ることを選択しました。

小境 うちの娘も人に聞かれたら一生懸命説明してくれていました。息子は天気や、授業参観で「あれはおれの母ちゃん、小境っていうの」なんて、わざわざ大きな声で言っていました。そんなもので適当に育つんだなと思いました。かわいそうにしちゃっているのは周りです。娘は別姓婚をしています。

●実際に感じる不具合はありますか

中村 事実婚で、私は不都合はなかったです。

小境 生命保険、ペアアロンを組むときや、相続で困難があるという声はよく聞きます。国民健康保険証は自治体によっては旧姓を希望すれば出し

てくれるようです。ただ、入院のたびに混乱があるとか、国民健康保険以外の保険で認められるのはごく一部なので広がってほしい、という希望も聞きます。

中村 私は事故に遭い救急車で運ばれたとき、夫と名前が違ったけれど何も聞かれなかったです。病院によるのかな。

小境 私は夫の葬儀を私の名前で出し、義理の父は許容してくれました。——選択的別姓ではなく、通称使用の拡大をしようという流れについてはどうですか

小境 会としては、人それぞれの考えを尊重しています。今はマイナンバーカードなども旧姓併記ができますね。一方で、2つの名前を持つ1人の人を管理するための行政コストは多大だし、間違いも起こりやすいと言われます。職場によっては認められないなど、ど

私たちはこの街で暮らしている——同性カップルと家族の話

現在の日本では、同性カップルの婚姻は認められていません。法律上の夫婦になることができない同性カップルの方々の現状や思いを小野春さんに伺いました。

●母ふたり、普通のことなのに

パートナーの西川と距離が近くなつたのは、私が独りで子育てに奮闘していたときでした。私は一度異性の方と結婚して離婚をしたのですが、シングルマザーになつた際に周りをうまく頼

ることができなくて。友人も家族もいるのに、ひとり追い詰められていました。西川とは元々友人関係でしたが、私の子育てを手伝ってくれるようになってから仲良くなりました。彼女自身もひとり親で子どもがいたので、私

と西川、それぞれの子どもを合わせた5人家族になりました。

私たちにとってこの家族で暮らすことはごくごく自然で、子育てや日常生活は普通の家族と変わりません。それなのに、日常のふとした瞬間に



小野さん、西川さんの結婚式

「もしかして普通じゃないかも?」と感じます。例えば、ご近所同士で他愛もない立ち話をしますよね。「まだお友達家族とルームシェアをしているの?」なんて聞かれたときに「友達じゃなくてパートナーよ。私たち5人で家族なの」と隠さずに答えたい。でも、そんな風には答えられません。ただの立ち話なのに突然「カミングアウト」のようになって相手が驚いてしまうことを想像すると、つい言いよんでしまつ。普段のおしゃべりの中で隠し事をするのって、実はすごいストレスなんです。些細なことかもしれないけど、この社会の中に「同性カップルは当たり前」に存在する」という認識がきちんとあれば、日常がとても楽になるだろうなと思います。

●パートナーシップ制度があるから生活の安心がある

武蔵野市では2022年4月からパートナーシップ制度が始まりますよね。私たちが住んでいる自治体では、2015年に同性パートナーシップ制度が始まりました。当初はパートナーシップ宣誓をしたからといって何かができる訳ではなかったのですが、現在は制度を使ってさまざまな行政サービスを利用しやすくなりました。同性カップルも区営住宅に家族として申し込みができるようになった条例の改正は、本当に嬉しかったですね。また、自治体で計画を作るときも、私たちのような家族のことを考えてくれるように

なつたと思います。例えば、男女共同参画の基本方針を新しく考える際には、同性カップルやトランスジェンダーの人もいるという前提がきちんとある。ここまで制度や意識が変わつたのは、自治体の方が努力を重ねてくださった結果だと私は思います。それでも正直なことを言うと、自治体のパートナーシップ制度だけでは対応できない側面もあります。私たちがパートナーシップ宣誓をした3か月後に、私の癌が発覚しました。そつすると、さまざまところで一般的な家族における統柄が求められることに気がかざれたんですね。癌の告知・手続き上の書類・身元引受人のサインなどがあげられます。病院側はまだまだ、同性パートナーを家族と想定していないところが多数なんです。幸い私は癌の告知をパートナーと一

緒に聞くことができましたが、家族に当たらないからという理由で告知の際にパートナーが病室の外に追い出されたらどうしよう…と怯えていました。癌だけでも大変な思いをしているのに!告知の当日は、同性パートナーシップ宣誓書を持って、関係性を話してもらつたために私の母にもついてきてもらいました。何を言いたいかというと、婚姻制度を同性カップルも選べるようになるればとても楽だということです。異性カップルは通常、証明できない関係性で悩むことはないじゃないですか。もちろんパートナーシップ制度を利用できることで安心する部分もありますが、共同親権や相続、税金の控除など、自治体の行政サービスではカバーできないような国の制度もたくさんありますよね。国が動かないから、自治体が私た

こでも通称が通じるわけではありませんが、また、そもそも別姓選択は、仕事やキャリアとは別の話。アイデンティティの問題です。

中村 結婚したら自動的に家族になる、みたいに描かれることは多い気がしますが、実際の結婚つて相手に幸せにしようとかでもなく、お互いの努力がものすごく必要だと思います。夫婦や家庭は違う者同士の集まりだということにたつて、対等に、一緒に、作り上げていくもの。別姓は、それを理解する入口なんです。

【取材 藤田和香子／取材・文 小西美穂子】

「夫婦別姓選択制をすすめる会」1984年設立。3人の女性が立ち上げ、当時は池袋に事務局を置く。現在の活動は、約100人の会員に対し「通信」の郵送や例会で話をするなど。「今の活動はともゆるやかですが、自分だけで抱えている思いや日常の困難を分かち合うことを大切に続けています」(小境さん)



撮影：植本一子

小野春さん

子育てをするLGBTをつなぐ「にじいろかぞく」代表、「結婚の自由をすべての人に」訴訟(婚姻の平等を求める訴訟)原告。同性パートナーである西川麻美さんと3人の子を育てあげる。著書に『母ふたりで“かぞく”はじめました』(講談社)

ちの権利を保障しよう、補おうと動いてくれている。国が早くこの不自然な状況に気付いてくれたらと思います。

●「結婚」の前に

私たちは今、法律上の性別が同じカップルでも婚姻制度が使えるようにしてほしいという訴訟(「結婚の自由をすべての人に訴訟」)を全国で起こしています。訴訟というと堅苦しく感じるかもしれませんが、あくまで皆さんの隣人の話をしているだけなんです。皆さんの住む街でも、同性カップルやトランスジェンダーなどLGBTQの方たちがごく自然に暮らしていると思います。しかし、この社会では、そのような方たちの生活を考えた法律や権利がある状況だとは決して言えないですよ。

この状況を改善していくためには、周りの方の意識こそが重要だと思うんです。まずは、私たちが世の中で「ふつ」に暮らしていると認識してほしい。あと、私たちのことを「受け止めているよ」と言葉で伝えてくれるとすごく嬉しいです。誰かの言葉で、私たちはこの街で暮らしていて大丈夫なんだと思える。少数派である私たちにとつて、このような体験は本当に大きな力になります。より多くの方々が私たちのことを「ふつ」に暮らす、ふつうの隣人」と思ってくれるような社会になつていくことを願っています。

【取材 若林優香／取材・文 秋山茉莉奈】

パートナーシップ制度が始まります(令和4年4月1日)

性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が届け出るパートナーシップ届を受理し、受理したことを証する書面を交付します。

武蔵野市は第六期長期計画で「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げています。その取り組みの一つとして、新たにパートナーシップ制度を、男女平等の推進に関する条例を改正して規定し、令和4年4月1日から制度の運用を開始します。

パートナーシップ制度は、「性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられること」を目的とした制度です。パートナーシップの届を市長が受理し、受理したことを証明する書面(受理証(下図))を交付します。

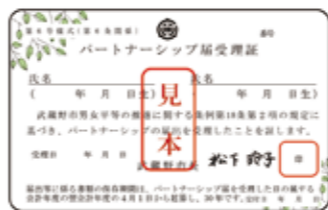
パートナーシップ制度に法律上の効力はありませんが、市は制度に最大限配慮し、届出をした2人が安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。

対象者(対象要件)

- 1 性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして日常生活において互いに協力し扶助し合うことを約した2人であること。
※同性同士に限らず、事実婚の方なども利用できます。
- 2 成年であること。
- 3 配偶者がいないこと。
- 4 届出者以外の者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- 5 届出者以外の者と武蔵野市及び他の地方公共団体のパートナーシップ制度その他これに類する制度を利用していないこと。
- 6 届出者同士が民法に規定する婚姻できない関係にないこと。
- 7 届出者の双方が市内在住であること(転入予定含む)。



パートナーシップ届受理証



携帯用カード形式のパートナーシップ届受理証

※掲載のパートナーシップ届受理証の発行には手数料がかかります。なお、無料で発行できるパートナーシップ届受理証(A4判)もあります。

今回の条例の改正ではパートナーシップ制度の実施に関連して、市民はパートナーシップ制度の目的を尊重するよう努めること、事業者等は、その活動においてパートナーシップ制度に最大限配慮し、その目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めることが盛り込まれました。また、性自認又は性的指向に関して本人が公表することをカミングアウトと言いますが、カミングアウトをすることを他者が強制してはいけないことはもちろん、本人がカミングアウトをしよとすることを他者が禁止してはいけないことや、アウティングをしてはならないことも定められました。

「全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで一人ひとりの命と人権が守られ、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現」に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

*アウティング 本人の意思に反して性自認又は性的指向を第三者に公表すること

パートナーシップ制度に関する詳細については、市報やホームページ等でもお知らせいたします。

問い合わせ
市民部市民活動推進課 男女平等推進センター
電話：0422-37-3410
Eメール：danjo@city.musashinoshi.lg.jp

ヒューマンあい だより

●男女平等推進団体の登録・更新について

男女平等社会の実現に向けて活動している市内団体を「男女平等推進団体」として登録しています。団体登録をすると、会議室の優先利用や印刷機の利用、補助金、団体交流会などの活動支援を受けることができます。詳細はホームページをご覧ください。

TOPICS

ホームページなどで情報発信しています

男女平等推進センター「ヒューマンあい」の取り組みを、ホームページなどで情報発信しています。アクセスしてみてください。



ホームページ



「まなこ」バックナンバー

講座レポート

●離婚に関する法律知識(女性に対する暴力をなくす運動事業)

日時>令和3年11月14日(日) 14:00~16:00
講師>露木肇子さん(多摩総合法律事務所弁護士)
別居や離婚を考える時に知りたい法的知識についての講座。弁護士によるケース分析を通して、基本的な事を学びました。

●文章カトレーニング講座(全4回)~的確に伝えるコツを学ぼう~

日時>令和3年11月26日、12月3、10、17日(金) 10:00~12:00
場所>市民会館集会室、男女平等推進センター 会議室
講師>中村泰子さん(雑誌『くらしと教育をつなぐWe』編集長)
男女平等の視点も交えつつ、わかりやすい文章の書き方からインタビュー・取材・編集のコツまで、幅広い内容を講義いただきました。参加者同士で取材をし、その内容をまとめたインタビュー記事を講師に添削してもらおうことで、文章力向上のヒントも学びました。



●女性に対する暴力をなくす運動パネル展&関連図書展示

●DV防止パネル展「ひとりで悩んでいませんか？」
(パネル制作：とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ、武蔵野市立男女平等推進センター)
日時>令和3年11月8日(月)~23日(火・祝)
場所>市民会館1階ギャラリー

●関連図書展示

中央図書館 11月1日(月)~11月15日(月)
吉祥寺図書館 11月13日(土)~11月30日(火)
武蔵野プレイス 11月22日(月)~12月6日(月)



そのほかにも、
●**定年後のセカンドライフをどうデザインする?**
●**「I Am Here - 私たちはともに生きている-」** 映画上映会と監督による講演
などを開催しました。

BOOKS

男女平等推進センターの蔵書から貸し出しています!

「「ふつう」ってなんだ? LGBTについて知る本」

特定非営利活動法人 ReBit 監修(学研プラス)

性のあり方は十人十色であり、「ふつう」でくくられると苦しく、学校生活での困りごとや将来が描けない実態に触れられる。カミングアウトされたときの対応、本人の意思に反したアウティングの問題についても書かれている。また、身近な人に話せず困っている人向けに、いくつかの相談窓口も掲載されている。

本の厚みと値段の高さに驚くが、マンガとたくさんさんの絵と力強い当事者の話で、わかりやすく読み進められる。多様性についての理解を深めるために是非手に取っていただきたい。

[文 島崎理恵]



相談窓口のご案内 相談無料 秘密厳守

◆女性総合相談

女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員がお話を伺い、解決に向けて一緒に考えます。夫やパートナーとのこと、家族のこと、職場や学校でのことなど、どんな些細なことでもかまいません。誰かに話すことで、気持ちがお楽になることもあります。お気軽にご相談ください。

【相談方法】面接・電話による相談

【相談時間】1回50分/予約制

第1土曜日	①13:00~	②14:00~	③15:00~
第2金曜日	①18:00~	②19:00~	③20:00~
第4火曜日	①9:00~	②10:00~	③11:00~

◆女性法律相談

離婚・扶養(養育)・相続などの法的な対応や手続きについて、女性弁護士が相談に応じます。

【相談方法】面接による相談

【相談時間】1回30分/予約制

第1土曜日	①9:30~	②10:10~	③10:50~	④11:30~
-------	--------	---------	---------	---------

【申込み方法】「ヒューマンあい」窓口または、電話にて予約を受け付けます。

【予約電話番号】0422-37-3410(木曜・年末年始を除く午前9時~午後10時)

◆むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談) ※予約不要

セクシュアリティ全般や性的指向・性自認に関する悩み・相談に専門相談員が応じます。ご本人のみならず、ご家族や支援者の方などからの相談にも応じます。一人で悩まず、まずご相談ください。

第2水曜日	17:30~20:30
-------	-------------

【相談時間】1人30分から1時間

【電話番号】0422-38-5187

面談をご希望の方はこちらへ▶0422-37-3410

武蔵野市立男女平等推進センター「ヒューマンあい」ご利用案内

〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階 開館時間：午前9時~午後10時(木曜・年末年始 休館)
電話：0422-37-3410 FAX：0422-38-6239 Eメール：danjo@city.musashino.lg.jp

『まなこ』は文字通り「まなこ」人やまちや文化や地球を、男女平等推進の視点＝「まなこ」で見ている！という思いで名付けられました。1991年創刊以来、市民が企画・編集にかかわっています。

活動補助金事業を紹介します

講座

「子どもの未来を変える哲学の授業」

日時：令和3年12月12日(日)
14:00～16:00

会場：男女平等推進センター会議室

講師：土屋陽介さん

(開智国際大学 教育学部准教授)

主催：生活クラブグループ創

共催：むさしの男女平等推進市民協議会



◎小学生が編集委員になるという今回の試みは、面白く興味深かった。早いうちから視野を広げる機会になり、柔軟な考え方や価値観を持つてくる良いきっかけになったと思う。また、本人の描いたイラストが用いられ、行間も広く、難しい漢字にはフリガナがふられ、文字も大きいなど誌面の創意工夫があり読みやすかった。

◎昔の映画では父親は仕事ばかりしていた。今は父親も家事をするので社会の変化を子どもたちは感じているようだ。

◎「日本のジェンダーギャップ指数が低い」ことを知らない子どもたちもいることを誌面から知った。自国の現状が当たり前ではないと、他国を知り比較し考えてほしい。

◎今の子どもたちは社会の流れか、教育のおかげか、自然とジェンダー平等の感覚を持っていると感じた。学校でのジェンダー教育についても知りたい。

◎自治体の職員で育児は取りやすい環境と思われるが、武蔵野市の現状はどうなのか知れたかった。

◎育児を取りたくても取れない、会社は育児取得を呼びかけているが取らなかった父親の話も聞いてみたい。

【文 島崎理恵】



令和3年11月 市役所111会議室にて

令和3年度 第3回『まなこ』サポーター会議 112号『じぶんの未来 かんがえてみよう』を読んで

結婚と姓と自分であること 三上美洋

私には四つの姓がある。小学生の頃から使っている裁縫箱の中は、二つ目の姓で記名した物と三つ目の姓の物が混在している。

現在の夫婦同姓の結婚制度によって、つらい思いをしたり、心理的にも記録の上でも一貫性を失ったり、時間や労力を奪われたりするの、ほぼ女性と子どもだ。結婚という選択が女性や子どもに不便や苦痛を強いるものではなく、自分が自分であるための選択となるよう、多様な結婚の形が認められることを願う。

シンプルに考えてみた 野津裕昭

「ケッコン」とひと口に言っても、制度や慣習がからむとややこしいですね。

難しいことはわかりません。でも、純粋に「この人と共に生きていきたい」という気持ちがあれば、それでいい気がします。

そうできない何かがあるのだとすれば、号の特集のように、それをみんなで考え、意見を出し合い、変えるべき部分を変えていく—それが大切なのかな。

フツウがない社会へ 大藤るり

パートナシップ制度の拡がりに、フツウという枠が外れていく様をみている。

私は異性とケッコン後にDVが原因でリコンをしたひとり親だ。このことがいわれるフツウと違うとは感じたくないのだが、そう感じる場面で自身のことを話さない選択をしつつ小さく傷ついたりする。様々なフツウではない事情について当事者が安心して開示し理解を求められることができ、周囲がそれを正しく知る機会を得やすい社会へ、大勢で向かっていけるといい。

「まなこ」サポーターの200字コラム
「ケッコン」の形 いろいそ



Editors' Notes * 編集後記

「多様性を認めよう」というメッセージを耳にする機会が昨今増えた。社会が前進していると思う一方で、確固たるマジョリティ層からの発信たよねとも思ってしまう。日々の暮らしを生きてるさまざまな人の権利を無視しない社会になってほしい。

(秋山茉莉奈)

若い世代でも結婚にまつわる「神話は根強そう。家庭は簡単じゃない、作り上げるもの」というお話を納め、それを経験して「周囲と、別姓への見え方が変わろう。」(小西美穂子)SDGs、LGBTQ、ジェンダー平等：気付くと「マスキング」を取り上げられている。皆が多様性を認め、生きやすい生活が送れるようになる日が近くなったのか、まだ遠いのか、自分自身が当事者にふつうに接しているのか問う日々は続く。

(島崎理恵)

結婚が人生を幸せにする選択肢の一つならば、するしないはもろろん、そのカタチもさまざまだ。ふつうの結婚？ふつうって何？ 答えは「一人一人ちがっていい。」(久富明美)長年活動している「夫婦別姓選択制をすすめる会」の事務局がこんな身近にあると知り驚く。会員の方それぞれの体験や想いを直接聞くことができ、深く共感した。(藤田和香子)

今までのものとされてきたさまざまなケッコンの形が、当事者の方たちの声で認識され始めたが、まだまだ制度が追いついていないと思う。いろいろな形が受け入れられ、当たり前になる世の中になることを願う。

(若林優香)

* STAFF *

サポーター 大坂由香理 坂本 愛 大藤るり 田崎美樹 中村勇太
野津裕昭 廣田直美 曲淵かほり 三上美洋

取材・編集 秋山茉莉奈 小西美穂子 島崎理恵 久富明美 藤田和香子
若林優香 武蔵野市男女平等推進センター担当職員

編集協力 栗原 毅

表紙デザイン ふじわりりわ

レイアウト 上田ジュンコ

印刷 シンソー印刷株式会社

『まなこ』は市役所、市政センター、図書館、コミュニティセンター、駅、医療機関、理美容院、大型店舗、金融機関、おふろやさんなど市内の約490か所に置いてあります。バックナンバーをご希望の方は、男女平等推進センター「ヒューマンあい」まで。

*配布は、公益社団法人武蔵野市シルバー人材センターのご協力を頂いております

市ホームページでもバックナンバー
をご覧いただけます。

武蔵野市 まなこ



◎縦じ込み返信はがきで、ご意見や感想をお寄せください。次号は、2022年7月発行予定です。